

畜産副産物適正処分等推進事業

(畜産副産物需給安定推進事業)

第1 事業の内容

公募団体は、畜産副産物製造業の経営安定化、畜産副産物等の安全で安定的な需給体制の整備を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

1 経営安定化推進

畜産副産物製造業の経営改善及び製造技術の向上を図るための学識経験者等によるセミナーの開催

2 需給安定化推進

- (1) 国内外における畜産副産物及び畜産副産物製品の需給状況等の調査
- (2) 畜産副産物及び畜産副産物製品の需給状況等についての問題点等の分析、改善策の策定、有効活用等の検討会の開催
- (3) 畜産副産物等に関する情報提供及び需給拡大のためのイベントへの参加等
- (4) 畜産副産物製造業の再編合理化を図るための調査、検討会の開催等

第2 事業の実施

1 行動規範の作成

公募団体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（以下「行動規範」という。）を規定した文書を作成し、第4の1の補助金交付申請書に添付して理事長に提出するものとする。

2 事業の委託

- (1) 公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。
- (2) 公募団体は、事業の一部を委託する場合は、委託契約を締結するものとする。

3 事業の推進指導等

公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補

助するものとする。

第4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の畜産副産物適正処分等推進事業（畜産副産物需給安定推進事業）補助金交付申請書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、別紙様式第2号の畜産副産物適正処分等推進事業（畜産副産物需給安定推進事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の畜産副産物適正処分等推進事業（畜産副産物需給安定推進事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第5 事業の実績報告

公募団体は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の畜産副産物適正処分等推進事業（畜産副産物需給安定推進事業）実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

第6 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでは

ない。

2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第5の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第5の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産副産物適正処分等推進事業（畜産副産物需給安定推進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第7 帳簿等の整備保管等

1 公募団体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

補助対象経費	補助率
1 経営安定化推進 畜産副産物製造業の経営改善及び製造技術の向上を図るための学識経験者等によるセミナーの開催に要する経費	定 額
2 需給安定化推進 (1) 国内外における畜産副産物及び畜産副産物製品の需給状況等の調査に要する経費 (2) 畜産副産物及び畜産副産物製品の需給状況等についての問題点等の分析、改善策の策定、有効活用等の検討会の開催に要する経費 (3) 畜産副産物等に関する情報提供及び需給拡大のためのイベントへの参加等に要する経費 (4) 畜産副産物製造業の再編合理化を図るための調査、検討会の開催等に要する経費	定 額
3 その他事業を推進するのに必要な経費	定 額

別紙様式第1号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
 (畜産副産物需給安定推進事業) 補助金交付申請書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり畜産副産物適正処分等推進事業(畜産副産物需給安定推進事業)を実施したいので、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の第3の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
 別紙「畜産副産物需給安定推進事業実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
1 経営安定化推進 学識経験者等によるセミナー 開催	円	円	円	
2 需給安定化推進 (1) 畜産副産物等の需給状況等 の調査 (2) 畜産副産物等の需給状況等 問題の分析及び有効活用等の 検討会の開催 (3) 畜産副産物等に関する情報 提供及び需給拡大に係るイベ				

ントへの参加等 (4) 畜産副産物製造業の再編合理化を図るための調査、検討会の開催等 3 その他事業の推進				
合 計				

注 事業の一部を委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日
 令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
- (3) 行動規範

別紙 畜産副産物需給安定推進事業実施計画

1 経営安定化推進

学識経験者等によるセミナーの開催

実施時期	回数	参加人数	内 容	事業費	負担区分		算出根拠
					機構 補助金	その他	
				円	円	円	
計							

2 需給安定化推進

(1) 畜産副産物等の需給状況等についての調査

内 容	事業費	負担区分		算出根拠
		機構 補助金	その他	
	円	円	円	
計				

(2) 畜産副産物等の需給状況等問題の分析及び有効活用等の検討会の開催

実施時期	回数	参加人数	内 容	事業費	負担区分		算出根拠
					機構 補助金	その他	
				円	円	円	
計							

(3) 畜産副産物等に関する情報提供及び需給拡大のためのイベントへの参加等

内 容	事業費	負担区分		算出根拠
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

(4) 畜産副産物製造業の再編合理化を図るための調査、検討会の開催等

内 容	事業費	負担区分		算出根拠
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

3 その他事業の推進

内 容	事業費	負担区分		算出根拠
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

別紙様式第2号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
 (畜産副産物需給安定推進事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業(畜産副産物需給安定推進事業)の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 変更する事業の内容
 別紙様式第1号の記の2に準じて作成すること。
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
1 経営安定化推進 学識経験者等によるセミナー 開催	円	円	円	
2 需給安定化推進 (1) 畜産副産物等の需給状況等 の調査 (2) 畜産副産物等の需給状況等 問題の分析及び有効活用等の 検討会の開催 (3) 畜産副産物等に関する情報				

提供及び需給拡大のためのイベントへの参加等 (4) 畜産副産物製造業の再編合理化を図るための調査、検討会の開催等 3 その他事業の推進				
合 計				

注 変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日
 令和 年 月 日～令和 年 月 日

別紙様式第3号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
 (畜産副産物需給安定推進事業) 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業(畜産副産物需給安定推進事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の第4の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日 現在)			既概算 払 受領額 ⑤	今回 概算払 請求額 ⑥	令和 年 月 日ま で予定出 来高 (⑤+⑥) /②=⑦	残額 ⑧= ②-⑤- ⑥
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金 ④	事業 費出 来高 ③/ ①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	円	円
合計									

注 それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

金融機関名及び支店名
 振込口座種類及び口座番号
 口座名義人

別紙様式第4号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
 (畜産副産物需給安定推進事業) 実績報告書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業(畜産副産物需給安定推進事業)について、下記のとおり実施したので、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の第5の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の記の2に準じて作成すること。ただし、計画を上段に括弧書で記載し、下段に実績を記載するものとする。

3 事業に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額 ⑤	差引 精算払 請求額 ⑥ = ④ - ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④		
1 経営安定化推進 学識経験者等によるセミナー開催	円	円	円	円	円	円
2 需給安定化推進 (1) 畜産副産物等の						

需給状況等の調査 (2) 畜産副産物等の需給状況等問題の分析及び有効活用等の検討会の開催 (3) 畜産副産物等に関する情報提供及び需給拡大のためのイベントへの参加等 (4) 畜産副産物製造業の再編合理化を図るための調査、検討会の開催等 3 その他事業の推進						
合計						

4 事業開始及び完了年月日
 令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先
 金融機関名及び支店名
 振込口座種類及び口座番号
 口座名義人

別紙様式第5号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
(畜産副産物需給安定推進事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあった畜産副産物適正処分等推進事業(畜産副産物需給安定推進事業)補助金について、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の第6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等のすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

()

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

()

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体又は法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等のすべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料